

令和6年度 第1回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和6年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年4月8日（月） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第8 議案第6号 非農地判断について
- 日程第9 議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

### 出席委員（17名）

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎  | 3 森川雅之  | 4 石川光男  | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信  | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将  |         |         |         |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

2 石川 茂	3 山下宏二	4 星川久和	5 高橋忠明
6 佐藤保之	7 宇高 勉	8 鎌倉静夫	9 竹本正行
10 喜井仁志	11 村上紘一	12 石川 繁	13 紀井正明
14 受川清男	15 三好 昇	17 鈴木一郎	18 伊藤浩一
19 萩尾 博	20 高橋秀典	21 越智 寧	22 近藤良啓
23 河村嘉男	24 竹内正篤	25 鈴木敏也	

欠席委員（2名）

2 窪田 齊	17 寺尾悟志
--------	---------

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

1 脇 純 樹	16 合田篤夫
---------	---------

出席した職員

事務局長 森 實	大 次 長 三宅栄一	次 長 石川みちる
主 任 金子愛弓	係 員 藤田兼弥	

第1回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和6年4月8日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

2番 窪田 委員

17番 寺尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

9番 星川 委員、10番 河村 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主任

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年2月25日解約。

番号2の案件については、令和6年2月27日解約。

番号3の案件については、令和6年2月27日解約。

番号4の案件については、令和6年3月1日解約。

番号5の案件については、令和6年3月2日解約。

番号6の案件については、令和6年3月12日解約。

番号7の案件については、令和6年3月5日解約。

以上、7件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。申請地は前回の農業委員会総会において、農地台帳登載が承認された農地で、経営規模拡大のため申請するもので、許可後はアボカドの栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新

たに農地を取得する新規就農者であるため、4月5日に地元農業委員と推進委員とでヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており、経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻と里芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 新規就農ということで、4月5日に現地でヒアリングを行いました。参加者は、農業委員と推進委員と事務局と申請人です。土地自体は特に問題がある土地ではないのですが、新規就農するにあたり話が十分に詰められていないとヒアリングの時にも申し上げました。また、下限面積が撤廃されたということは調べて確認しておりますが、これまでは50aというしぼりがあった、30aのところも市町村によってはあるわけです。しかし、ゼロではできないわけです。それ以外の要件については従来通りと明記されておりました、例えば、農地を効率的に耕作に全面利用することとなっており、農地の三分の一だけ使おうとか、ネギを少しだけ植えようとか、そういうものは対象になりません。それから、世帯員が農業に従事しないといけない。原則として年間150日以上ですが、申請者は100日従事すると申請書を出していま

す。それ以外に、近隣の既存の農地に悪影響を与えないことなどがあり、そういうところを協議することが必要と解釈されます。農機具についてもヒアリングの時に確認しないといけませんが、農機具については動力が付いているものはありません。リースとしてトラクター、耕耘機、田植え機、コンバインと申請書に書いてありますが、現状すぐに稲作ができる土地ではないので、とりあえずは畑作だと申請者は言うておりました。ですから、トラクター、田植え機というのは、将来的には必要だが現在の申請の中では対象とならない。そういう色々な所を勘案したところ、もう少し時間をかけて十分に審議すべきではないかと思しますので、今回の総会で決定するのは時期尚早であるという意見です。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 それでは、2番については十分審議すべきではないかという意見がありましたので、この件につきましてほかに意見等ありませんか。

委 員 質問に対する質問ですが、審議するというのはこの場で審議するということですか。

委 員 いいえ。新規就農するという計画や準備が十分ではないので、申請者との話し合いがもう少し必要ということですか。

委 員 審議というのは、新規就農者がもう少し深掘りして検討した方がいいのではないかということですか。

委 員 そうということですか。

委 員 それと、下限面積撤廃についてですが、撤廃というのはゼロということではないですか。私はそう理解しています。

局長 昨年4月から撤廃になったのですが、農業会議等でもどういう扱いにするか議論が出てます。その中で農林水産省へ農業会議が確認したところでは、農地を所有していない人でも申請ができるということでした。また、家庭菜園程度の規模の土地であっても農地として扱うという内容もあり、これについては遊休農地になった所の活用方法として考えられていると思われま

議長 それでは、番号2番につきまして、もう一度申請者とのヒアリングにおいて深掘りした方がいいという意見がありましたので、他の番号に先立ちまして諮ります。番号2番について継続審議が必要と思われる委員の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、2番につきましては継続審議とし、次回に持ち越しとします。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」の1番、3番、4番について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、2番以外について原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長



三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請者は昨年6月に新たに農地を取得した新規就農者ですが、現地で栽培した作物の6次産業化を目指し、農業用施設を農産物処理加工及び販売施設へ用途変更するもので、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 以前、農地法の届出をしておりましたが、農産物を加工して販売するのであれば農地転用が必要という県からの指導があったため申請したとのこと

です。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事

に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、説明いたします。

2a 未満の農地をその者の農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件について、申請者は、自身の所有する農地を管理するため、農機具を保管する農業用倉庫を設置するための届出です。なお、既に設置し利用されていることから始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、「受理」することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり受理すること

に決しました。

議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は13件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、営農型太陽光発電施設に係る3年間の一時転用です。営農型太陽光発電施設については、3年毎に一時転用の許可が必要であり、今回は再申請です。申請地は、農用地区域内農地ですが、営農型太陽光発電設備の支柱設置に伴う転用については、一時転用が認められており、太陽光発電設備の下部では榊が栽培され、営農状況も良好であることから、引き続き一時転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は現在、家族と借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭になったため、生活環境が整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は、義理の父が経営する会社で働くことになり、会社に近く、父の居宅に隣接する申請地を父より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、妻の母所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われ

ます。

番号5の案件について、受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれることとなり手狭になるため、生活環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は、宅地建物取引業等を営む法人ですが、同地域で住宅需要が高まっていることから、生活施設から近く住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7の案件について、受人は個人でアパート経営をしておりますが、製紙業が盛んな同地域で住宅需要が高いことから、事業拡大のため、申請地を譲り受け、賃貸共同住宅を建築するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号8の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、生活環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号9の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、生活環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号10の案件について、受人は、宅地建物取引業等を営む法人ですが、同地域で住宅需要が高まっていることから、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域で

あるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号11の案件について、受人は、現在県外に居住していますが、高齢になった両親の元へ帰郷するため、実家に近い申請地を父より譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。なお、土地の一部に農業用倉庫が建築されているため、始末書が提出されています。番号12の案件について、受人は現在、家族と賃貸共同住宅に居住していますが、将来を見据え、妻の実家に近い申請地を義父から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号13の案件について、受人は運輸業を営む法人ですが、物流業界の法改正に伴い、車両の滞留時間が増え、駐車場が不足することになるため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

- 議長 4番
- 委員 異議ありません。
- 議長 5番
- 委員 5番、8番、9番について、近隣の方に貸していましたが、昨年5月に土地を売却しようということになったようです。その時、周辺住民からも、一緒に売って欲しいという話があったそうですので、これから先もこういう案件が出てくるのではないかと思います。
- 土地については問題ありません。
- 議長 6番
- 委員 異議ありません。
- 議長 7番
- 委員 異議ありません。
- 議長 10番
- 委員 異議ありません。
- 議長 11番
- 委員 異議ありません。
- 議長 12番
- 委員 異議ありません。
- 議長 13番
- 委員 異議ありません。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 金子 主任

金 子 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、2年間の使用貸借です。

番号3の案件については、1年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、3年間の貸借です。

番号8から16の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 それでは、これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番から16番の再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第5号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、議案第6号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第6号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件について、申請者から現況が山林化しているとの申出があり、地元農業委員と推進委員と共に現地確認を行いました。今回、「非農地」と判断された申出地について、承認をいただければ、所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の適用対象外となります。



以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 3月7日に現地確認をおこないました。申出地は山林化しており、農地に復元することが著しく困難であり、「非農地」と判断することに問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、承認することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、説明いたします。農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされており、令和4年2月2日付け（3経営第2584号）農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、毎年度最適化活動の目

標の設定等を行うことと定められました。このことから、令和6年度最適化活動の目標の設定等を行うため、農業委員会の判断を求めるものです。

別紙様式1「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

まず、1ページ目のⅠ農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）については、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について記載しており、昨年度と大きく変更はありません。

次に、2ページ目をご覧ください。Ⅱ最適化活動の目標についてですが、ここでは「農地の集積」と「遊休農地の解消」に関する現状及び課題と目標について記載しております。（1）農地の集積について、集積面積は前回より僅かに増えたことから、集積率も若干増加し22.5%となっております。

②目標については、市と協議の上、基本構想との整合を図ることとし、令和6年度に38%と、かなり高い目標設定となっており、その達成に必要な新規集積面積は252haとなっております。

（2）遊休農地の解消については、「1号遊休農地」が全体で190ha、そのうち「緑区分」（人力や農業用機械で草刈り等をおこなうことにより直ちに耕作することが可能な農地）の面積が106ha、「黄区分」（草刈りや農業用機械では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地）の面積が84haとなっております。

②目標については、ア既存遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における、緑区分の遊休農地の面積の5分の1を記載することとなりますが、令和3年度の利用状況調査の実施後に、緑区分と黄区分を区別するよう、国から通知があり、対応できなかったため、全て黄区分で計上しているためここは0haとなっております。

黄区分の解消については、令和3年度の黄区分遊休農地解消のための工程表の策定方針を記載することとなっており、「地域での農地の利用意向に基づ

き、計画的な基盤整備を実施する」旨を記載しております。

イの新規発生遊休農地の解消は、「活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定する」こととされていることから、緑区分の106haから条件の悪い狭小地や傾斜地を除いた105haを解消目標面積として設定しております。

続いて、3ページ目をご覧ください。(3) 新規参入の促進、①現状及び課題について、新規参入者は、昨年度2経営体に留まり、新たな担い手の確保を課題としております。②目標については、「新規参入者への貸付け等について農地の所有者の同意を得た上で公表する農地面積」を設定することとされており、その面積については過去3年度の各年度の権利移動面積の平均の1割以上を設定することとなっており、4.1haを目標面積としております。

2最適化活動の活動目標について、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、前年度と同じく月6日を目標としております。

(2) 活動強化月間の設定目標は、8月、9月、11月の3回としております。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、開催される際には推進委員等が1名以上参加する旨を記載しております。

こちらの内容につきましては、県へ報告するとともに公表が義務付けられていることから、本総会で承認いただけましたら、県へ報告し、市のホームページにて公表いたします。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があれば、お願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、承認することに決しました。

ご協力宜しくお願い致します。

議 長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の所有地の間に所在しており、所有地の有効利用のため、「道・水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、代替道、代替水路を寄附する予定です。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 3月21日現地を確認しました。当該「道」と「水路」は申請者の所有地の間に所在しており、公共の用に供されていない状況です。

用途廃止することは問題ないと思われれます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （14：47）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

委 員 星川俊夫

委 員 河村久仁彦